

DID 地区、物件との距離30m、催し上空での 飛行許可・承認申請の申請書記載例 (飛行経路が特定されている場合)

申請書の記載例を示しますが、これはあくまでも記載例ですので、申請者様が飛行の内容に応じて個別に精査していただき、必要な資料を作成した上で提出してください。

また、申請書の案が出来上がりましたら、以下の連絡先にメールにて送付
いただければ、内容を確認した上で申請者様と調整させていただきます。

最終的に調整後の申請書を提出していただきます。

【申請書案の提出先】

東京航空局 保安部 運用課 無人航空機審査担当

メールアドレス : cab-emujiin-daihyo@mlit.go.jp

大阪航空局 保安部 運用課 無人航空機審査担当

メールアドレス : cab-wmujiin-daihyo@mlit.go.jp

(様式1)

申請書類を作成した日付を記載してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京航空局長又は大阪航空局長のいずれかを記載してください。

航空機の飛行に関する許可・承認

本記載例様式1の最後尾に記載されている※1及び※2の注記に従って使い分けてください。

新規 更新※1 変更※2

〇〇航空局長 殿

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇

及び住所 〇〇課長 航空 太郎

並びに法人の場合は代表者氏名 東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3

申請内容について、連絡をすることがありますので、アドレス及び電話番号を記載してください。

(連絡先) TEL:03-5253-8111 Mail:〇〇@〇〇.jp

航空法(昭和27年法律第231号)第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 業務	<input checked="" type="checkbox"/> 空撮	<input type="checkbox"/> 報道取材	<input type="checkbox"/> 警備	<input type="checkbox"/> 農林水産業
		<input checked="" type="checkbox"/> 測量	<input type="checkbox"/> 環境調査	<input type="checkbox"/> 設備メンテナンス	
		<input type="checkbox"/> インフラ点検・保守	<input type="checkbox"/> 資材管理	<input type="checkbox"/> 輸送・宅配	
	<input type="checkbox"/> 自然観測	<input type="checkbox"/> 事故・災害対策等			
	<input type="checkbox"/> 趣味				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
飛行の日時※3	自:令和1年6月1日以降の許可・承認を要する日 至:令和2年5月31日				
飛行の経路※4 (飛行の場所)	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番の地表から地表50mまで (詳細は別添資料1のとおり)				
飛行の高度	地表等からの高度	50m	海拔高度	-	m
申請事由	飛行禁止	<input type="checkbox"/> 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等、航空機が安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空域及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要とするとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称)			
	飛行禁止	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域 (空港等名称)			
	飛行禁止	<input type="checkbox"/> 地表又は水面から150m以上の高さの空域 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】 飛行場所が DID 地区に該当する可能性があるため。			

150mまでの高さで飛行する場合は「150m未満」と記載するか、150m未満の具体的な高度を記載ください。

東京・大阪航空局長あて申請の場合は記載しないでください。

飛行させる場所を具体的に記載してください。複数個所ある場合は、全て記載ください。

許可や承認を要する事項を選択してください。複数該当する場合は複数チェック

飛行の方法 (第132条 の2関係)	<input type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input checked="" type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下
	【第132条の2各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由】 ドローン展示会の駐車場でデモ飛行を行うが、周辺の建物から 30m以上の距離が確保できないため。

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。(次頁に続く)

無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項	<input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機の機能及び性能に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 新規又は更新申請の場合は、「別添資料のとおり」にチェックをし、対象となる書類を提出してください。変更申請であって、かつ、前回提出した書類の内容から変更がない場合は、「変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。」にチェックをしてください。
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 別添資料のとおり ^{※5} 。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	<input checked="" type="checkbox"/> 航空局標準マニュアルを使用する。 <input type="checkbox"/> 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： <input type="checkbox"/> 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 <input type="checkbox"/> 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号：国空航第〇〇号、国空機第〇〇号 許可承認日：令和〇年〇月〇日 ※許可承認書の写しを添付すること。

	<p>【第三者賠償責任保険への加入状況】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>加入している（<input checked="" type="checkbox"/>対人 <input checked="" type="checkbox"/>対物）</p> <p>保険会社名：〇〇保険株式会社</p> <p>商品名：ドローン（ラジコン）保険</p> <p>補償金額：（対人）1億円 （対物）1億円</p> <p><input type="checkbox"/>加入していない</p>
	<p>【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】</p> <p><input type="checkbox"/>空港設置管理者等</p> <p>調整機関名：</p> <p>調整結果：</p> <p><input type="checkbox"/>空域を管轄する関係機関</p> <p>調整機関名：</p> <p>調整結果：</p>
備 考	<p>【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】</p> <p>催し名称：〇〇〇大会</p> <p>主催者等名：〇〇〇組織委員会 担当者〇〇氏</p> <p>調整結果：〇月〇日〇時から〇時までの飛行に関して、飛行高度、安全体制を主催者に説明し許可を得た。</p> <p>【緊急連絡先】</p> <p>担当者：〇〇〇</p> <p>電話番号：090-〇〇〇-△△△</p>

催し場所の上空における飛行では、申請前に主催者等との調整が必須です。

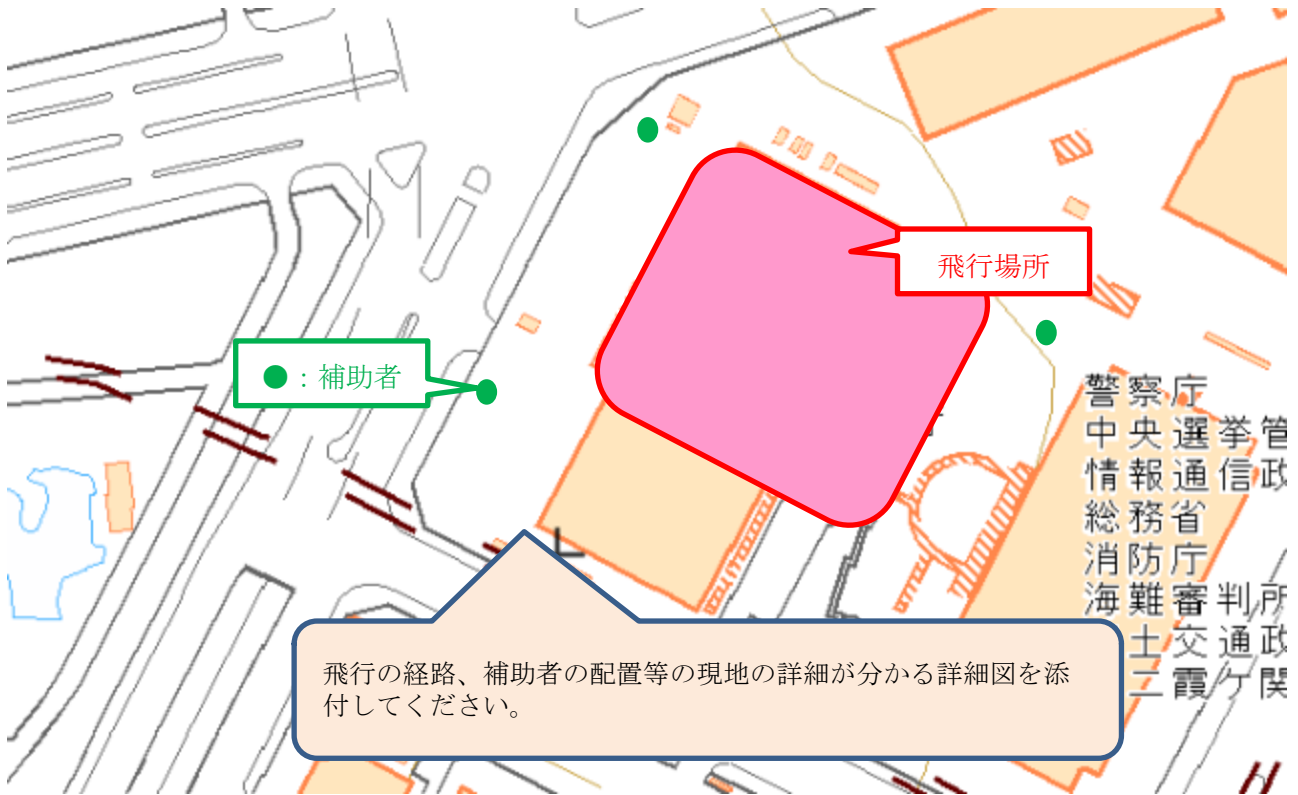
- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を

飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。

- ※3 次の飛行を行う場合は、飛行の日時を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の日時が特定できない場合には、期間及び時間帯を記載すること。
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
 - ・催し場所の上空における飛行
- ※4 次の飛行を行う場合は、飛行の経路を特定し記載すること。それ以外の飛行であって飛行の経路を特定できない場合には、飛行が想定される範囲を記載すること。
 - ・航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行
 - ・地表若しくは水面から150m以上の高さの空域における飛行
 - ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
 - ・夜間における目視外飛行
 - ・補助者を配置しない目視外飛行
 - ・催し場所の上空の飛行
 - ・趣味目的での飛行
- ※5 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

飛行の経路 (DID 地区、物件との距離 30 m)

(詳細図)



(国土地理院の地図をもとに作成)

飛行の経路（催し上空）

（詳細図）

催し場所上空の飛行の場合には、「飛行範囲」「立入禁止区画」「水平距離」「観客の位置」「補助者の位置」「飛行高度」を図の説明を交えて図示して下さい。
 ※使用する地図の縮尺（スケールバー）がわかるように表示させて下さい。



（国土地理院の地図をもとに作成）

※立入禁止区画の設定基準

飛行の高度	立入禁止区画
20m 未満	飛行範囲の外周から <u>30m</u> 以内の範囲
20m 以上 50m 未満	飛行範囲の外周から <u>40m</u> 以内の範囲
50m 以上 100m 未満	飛行範囲の外周から <u>60m</u> 以内の範囲
100m 以上 150m 未満	飛行範囲の外周から <u>70m</u> 以内の範囲

無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名	〇〇株式会社		
	名称	JCAB-Mujin-type pr		
	重量 (最大離陸重量)	1000g (4000グラム)		
	製造番号等	Mujin-0001、Mujin-0002、Mujin-0003、・・・		
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)	前	横	
		上		
	所有者	氏名又は名称	航空 太郎	
		住所	東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3	
		連絡先	(電話番号) 03-5253-〇〇〇〇 (電子メール) 〇〇@〇〇.jp	
操縦装置	製造者名	〇〇株式会社		
	名称	操縦装置 1 号		
	仕様が分かる資料	前		

複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について作成してください。ただし、製造者名、名称、重量が同一の場合は一つの表に製造番号等をまとめて記載しても差し支えありません。

最大離陸重量についても記載する必要があります。

無人航空機の大きさが分かる資料が望ましいです。寸法を記載することでも差し支えありません。

無人航空機とセットで販売されている純正の操縦装置を使用する場合は、その旨の記載することでも差し支えありません。

(様式2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	〇〇株式会社	名称	JCAB-Mujin-type pro
重量※ ¹	4000g	製造番号等	Mujin-0001

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない / 改造している (→改造概要及び3. を記載)

改 造 概 要

「3.」の各項目について、
確認結果をチェックして下さい。

ホームページ掲載無人航空機以外ですので
改造の有無及び改造の概要は記載不要です。

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること(構造上、必要なものを除く。)	■適 / □否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	■適 / □否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	■適 / □否
遠隔操作の機体※ ²	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行(上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング(回転翼機)、下降等)ができること。	■適 / □否 / □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	■適 / □否 / □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	■適 / □否 / □該当せず
自動操縦の機体※ ³	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否 / ■該当せず
	自動操縦システムにより、 向の飛行、ホバリング(回転翼機、回転翼機)ができること。 自動操縦ができない場合の例です。	□適 / □否 / ■該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否 / ■該当せず

※1 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

※2 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

※3 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

無人航空機の運用限界等

(運用限界)

最高速度	60 km/h
最高到達高度	300 m
電波到達距離	400 m
飛行可能風速	風速 10 m/s 以下
最大搭載可能重量	3 kg
最大使用可能時間	20 分

運用限界の値及び値が設定されている項目は無人航空機によって異なるため、取扱説明書等を確認の上、項目を設定し記載して下さい。
取扱説明書該当ページの添付で代えることもできます。

(飛行させる方法)

- ・ 基本的な操縦方法が記載された取扱説明書等を確認して記載又は添付して下さい。使用する機体の操縦装置が汎用の操縦装置である等の理由により機体の取扱説明書に操縦方法の記載が無い場合は、具体的な操縦装置の操作方法（モード1、モード2等）を記載下さい。
- ・ 自動操縦を行う場合は当該システムの操作方法が記載された取扱説明書の写しを添付する必要があります。

無人航空機の追加基準への適合性

申請する項目のみ記載下さい。

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行（第三者上空の飛行以外）

○人及び物件との距離30mを確保できない飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	<p>プロペラガードを装備して飛行させる。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> プロペラガードの装備 状況が確認できる写真 </div> <p>※プロペラガード等を装備できない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロペラガード等は装備できないが、飛行の際は飛行経路全体を見渡せる位置に補助者を配置し、第三者が飛行範囲内に立ち入らないよう注意喚起を行う。

○催し場所上空での飛行（第三者上空の飛行以外）

基 準	適合性
第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	<p>プロペラガードを装備して飛行させる。</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> プロペラガードの装備 状況が確認できる写真 </div> <p>※プロペラガード等を装備できない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロペラガード等は装備できないが、機体の飛行範囲を制限するための係留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはない。 ・プロペラガード等は装備できないが、機体の飛行範囲を制限するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはない。

<p>想定される運用で、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有し、安全に飛行できること。</p>	<p>飛行させようとする気象、機体の形態で下記のとおり飛行実績を有しており、安全に飛行できることを十分に確認している。</p> <p>[飛行実績]</p> <p>飛行時間 : ○○時間以上</p> <p>離着陸回数 : ○○回以上</p> <p><u>※機体の十分な飛行実績を有していない場合の例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・機体の十分な飛行実績を有していないが、機体の飛行範囲を制限するための係留装置を装着しており、当該範囲を立ち入り禁止区画として設定しているため、第三者及び物件に接触することはなく、安全上の問題はない。・機体の十分な飛行実績を有していないが、機体の飛行範囲を制限するためのネットを設置しており、第三者及び物件に接触することはなく、安全上の問題はない。
--	--

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	飛行させることができる無人航空機	備考
1	航空 二郎	東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3	JCAB-Mujin-type pro	無人機協会の中級レベルの認定取得
2	航空 三郎	JCAB-Mujin-type pro	無人機協会の初級レベルの認定取得
3	航空 四郎	JCAB-Mujin-type pro	無人機協会の初級レベルの認定取得
4				
5				

団体等の認定を受けている場合にのみ記載してください。
認証がなくても、許可・承認を受けることは可能です。
認証を取得している場合には、当該認証の写しを添付して下さい。

(様式3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者 : **航空 二郎**

確認事項			
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経験があること。		
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。		
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> 飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法等） 気象に関する知識 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能等） 取扱説明書に記載された日常点検項目 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 飛行形態に応じた追加基準 	■適 / □否	
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> 周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象等） 燃料又はバッテリーの残量確認 通信系統及び推進系統の作動確認 	■適 / □否
	遠隔操作の機体※1	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	■適 / □否
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> 上昇 一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） 前後移動 水平方向の飛行 下降 	■適 / □否
	自動操縦の機体※2	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	■適 / □否
飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させることができるよう、適切に操縦できること。		■適 / □否	

様式3は飛行させる者全員分を作成する必要がありますが、「適/否」の確認結果が同一の者は一つの様式3に氏名を纏めて記載するか、「 」に別添資料5（飛行させる者一覧）のとおりと記載しても構いません。確認結果が異なる者については様式3を飛行させる者毎に作成してください。

遠隔操作を行う場合のみ記載して下さい。

自動操縦を行う場合のみ記載して下さい。

※1 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下のとおり、飛行させる者は飛行経験を有しており飛行マニュアルに基づいた飛行訓練を実施している。

飛行させる者： 航空 次郎

飛行させる者全員分を作成する必要があります。

総飛行時間： 100 時間

夜間飛行時間： 10 時間

目視外飛行時間： 5 時間

物件投下経験： 0 回

夜間飛行、目視外飛行、物件投下の申請を行う場合は、審査要領で当該経験が求められているため、当該経験を有していることが分かるように記載ください。

飛行マニュアル

『[航空局標準飛行マニュアル①を使用する](#)』と申請書 様式 1 の「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」に明記された場合は提出不要です。

なお、独自の飛行マニュアルを使用する場合に航空局標準飛行マニュアル及び審査要領 4-3-2 を参考に作成の上、提出してください。